

## 一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、令和 8 年度空港整備事業（山形空港単独）山形空港定電流調整器用無停電電源装置蓄電池更新工事の請負について、一般競争入札（事後審査方式）を次のとおり行う。

なお、この入札は山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和 8 年 9 月 18 日

山形県知事 吉村 美栄子

### 1 入札書の受付期間、開札場所及び開札日時

- (1) 入札書の受付期間 令和 8 年 10 月 6 日（火）から令和 8 年 10 月 8 日（木）まで（山形県の休日定める条例（平成元年 3 月県条例第 10 号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- (2) 入札書の受付時間 午前 8 時から午後 10 時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後 4 時）まで
- (3) 開 札 場 所 山形県山形空港事務所
- (4) 開 札 日 時 令和 8 年 10 月 9 日（金）午前 11 時 00 分

### 2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和 8 年度空港整備事業（山形空港単独）山形空港定電流調整器用無停電電源装置蓄電池更新工事
- (2) 工事の場所 東根市大字羽入地内
- (3) 工事の概要 蓄電池設置 一式、蓄電池撤去 一式、試験調整 一式
- (4) 工 期 令和 9 年 3 月 19 日まで  
本工事は、余裕期間を設定した工事である。  
工期：工期の始期日から起算して 30 日間  
（ただし、令和 9 年 2 月 17 日（工期の始期日期限）までに工事を開始すること。）
- (5) 予 定 価 格 事後公表

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿の電気工事に登載されている者（復旧・復興建設工事共同企業体を除く。）であること。
- (2) 本工事の入札において、他の事業協同組合の構成員になっていないこと。
- (3) 電気工事において、A 又は B の等級に格付けされていること。
- (4) 電気工事において B の等級に格付けされている者にあつては、山形県から受注して令和 7 年度に完成した電気工事に関する工事成績評定について、60 点未満のものがなく、かつ、平均が 65 点未満でないこと。
- (5) 山形県内に主たる営業所（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に該当する者を置く営業所に限る。）を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を本工事に配置（経常建設工事共同企業体にあつては全ての構成員が配置すること。）できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。ただし、余

裕期間（契約締結日から工期の始期日の前日までの期間）については、主任技術者、現場代理人の配置を要しない。なお、現場代理人と主任技術者とは、兼務できる（８の(6)に該当する場合を除く。）。

イ １級電気工事施工管理技士若しくは２級電気工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有すること。

(7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が４人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

(8) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(9) 規則第 132 条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和 39 年 8 月 7 日県告示第 707 号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第 49 条第 11 号イからトまでのいずれにも該当しないこと。

(10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

#### 4 総合評価落札方式に関する事項

##### (1) 総合評価を行う事由

本工事は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事であるが、発注者の指示する仕様にに基づき、適切で確実な施工を確保できる技術力を保有しているか確認する観点から、企業及び配置予定技術者の技術的能力等に関する技術資料（以下「技術資料」という。）を求め、その内容と価格とを総合的に評価するものである。

##### (2) 総合評価の方法

提出された技術資料について、次に掲げる評価項目及び評価基準に基づき評価点を与える。

##### イ 企業の能力について

| 評価項目                                 | 評価基準           | 配点 |   | 評価点 |
|--------------------------------------|----------------|----|---|-----|
| 過去 15 年間の同種又は類似工事の施工実績               | 同種工事の実績あり      | 2  | 2 | 2   |
|                                      | 類似工事の実績あり      |    |   | 1   |
|                                      | 実績なし           |    |   | 0   |
| 過去 5 年度における工事成績評定の平均点<br>（電気工事を評価対象） | 84 点以上         | 6  | 2 | 2   |
|                                      | 81 点以上、84 点未満  |    |   | 1.5 |
|                                      | 78 点以上、81 点未満  |    |   | 1   |
|                                      | 75 点以上、78 点未満  |    |   | 0.5 |
|                                      | 75 点未満又は評定通知なし |    |   | 0   |
| 企業認定                                 | 認定あり           | 1  | 1 | 1   |
|                                      | 認定なし           |    |   | 0   |
| 過去 3 年度における山形県優良建設工事顕彰歴の有無           | 顕彰歴あり          | 1  | 1 | 1   |
|                                      | 顕彰歴なし          |    |   | 0   |

##### ロ 技術者の能力について

| 評価項目                                 | 評価基準           | 配点 |   | 評価点 |
|--------------------------------------|----------------|----|---|-----|
| 過去 15 年間の主任技術者の施工経験                  | 同種工事の経験あり      | 2  | 2 | 2   |
|                                      | 類似工事の経験あり      |    |   | 1   |
|                                      | 経験なし           |    |   | 0   |
| 過去 5 年度における工事成績評定の平均点<br>（電気工事を評価対象） | 84 点以上         | 6  | 2 | 2   |
|                                      | 81 点以上、84 点未満  |    |   | 1.5 |
|                                      | 78 点以上、81 点未満  |    |   | 1   |
|                                      | 75 点以上、78 点未満  |    |   | 0.5 |
|                                      | 75 点未満又は評定通知なし |    |   | 0   |

|                            |                                    |  |   |     |
|----------------------------|------------------------------------|--|---|-----|
| 過去2年度における継続教育(CPD)の単位の取得状況 | 各団体が推奨する単位数に相当する数以上                |  | 1 | 1   |
|                            | 各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1以上、当該相当する数未満 |  |   | 0.5 |
|                            | 各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1未満又は単位なし     |  |   | 0   |
| 週休2日確保工事の実施証明書の有無          | 週休2日確保工事の実施証明書あり                   |  | 1 | 1   |
|                            | 実施証明書なし                            |  |   | 0   |

#### ハ 地域貢献度について

| 評価項目        |                   | 評価基準                                               |   | 配点 | 評価点 |
|-------------|-------------------|----------------------------------------------------|---|----|-----|
| 災害協定等の締結の有無 |                   | 県土木部災害協定を締結している。                                   |   | 2  | 2   |
|             |                   | 県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等を締結している。                      |   |    | 1   |
|             |                   | 災害協定等を締結していない。                                     |   |    | 0   |
| 活動実績の有無     | 山形県ふるさとの川愛護活動支援事業 | 工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。                   | 4 | 2  | 2   |
|             |                   | 工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。              |   |    | 1   |
|             |                   | 活動の実績を有していない。                                      |   |    | 0   |
|             | ふれあいの道路愛護事業       | 工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。                   |   |    | 2   |
|             |                   | 工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。              |   |    | 1   |
|             |                   | 活動の実績を有していない。                                      |   |    | 0   |
|             | 総合支庁独自ボランティア      | 工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。                   |   |    | 2   |
|             |                   | 工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。              |   |    | 1   |
|             |                   | 活動の実績を有していない。                                      |   |    | 0   |
|             | 除排雪ボランティア         | 工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。                   |   |    | 2   |
|             |                   | 工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。              |   |    | 1   |
|             |                   | 活動の実績を有していない。                                      |   |    | 0   |
|             | 消防団協力事業所          | 消防団協力事業所の認定を受けている。                                 |   |    | 1   |
|             |                   | 消防団協力事業所の認定を受けていない。                                |   |    | 0   |
|             | インターンシップ等         | 工事施工箇所が含まれている地域に本店を有し、インターンシップ等の受入れの実績を有している。      |   |    | 1   |
|             |                   | 工事施工箇所が含まれている地域以外の地域に本店を有し、インターンシップ等の受入れの実績を有している。 |   |    | 0.5 |
|             |                   | 受入れの実績を有していない。                                     |   |    | 0   |

#### ニ 評価値の算出方式

入札価格及び技術的能力等に係る総合評価は、標準点（100点）、入札者の申込みに係るイからハまでにより得られた加算点（最大16点）及び品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した点（以下「品質等確実点」という。）（8点）の合計を、当該入札者の入札価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値（ただし、入札価格が山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱に規定する調査基準価格を下回った場合は、品質等確実点を0点とし、標準点及び加算点の合計を調査基準価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値とする。以下「評価値」という。）をもって行う。

#### (3) 入札参加資格の欠格

技術資料に虚偽の記載をした者並びに山形県県土整備部簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領（以下「簡易Ⅱ型事後審査実施要領」という。）による技術資料に係る自己評価申請書を提出しない者及び当該申請書に予め記載された最大評価点を超える自己評価点を記載した者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

#### (4) 落札者の決定方法

次に掲げる要件を全て満たす者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ロ 評価値が、基準評価値（標準点を予定価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値をいう。）を下回らないこと。

#### 5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

東根市大字羽入字柏原新林 3008 番地 山形県山形空港事務所庶務係 電話番号：0237-48-1313

#### 6 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認できる書類、総合評価に係る技術資料及び技術資料に係る自己評価申請書を、次に掲げる期間内に、電子入札システムにより提出するものとする。

(1) 受付期間 令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）まで（県の休日を除く。）

(2) 受付時間 午前8時から午後10時（受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで

#### 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。）を付すこと。

#### 8 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

(2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。

(4) 入札に参加を希望する者で電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合限り、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は、入札説明書による。

(5) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(6) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者との兼務を認めない。

(7) 本工事における現場代理人は、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認める。

(8) この入札は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易Ⅱ型（通常型）総合評価落札方式により行い、詳細は、この広告及び入札説明書のほか、総合評価落札方式運用ガイドライン（令和8年6月 山形県県土整備部）、山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱及び山形県県土整備部簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領によるものとする。

(9) 詳細については入札説明書による。